

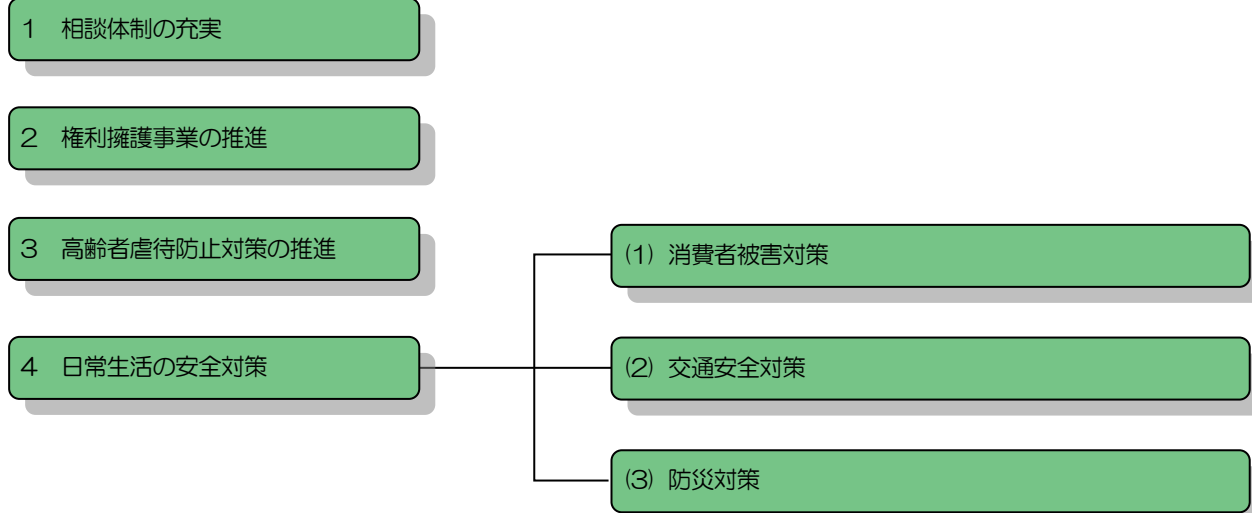
第7章

安全・安心な暮らしの確保

高齢になっても、住み慣れた地域で安心して安全に暮らしていくことは、県民共通の願いです。

このため、高齢者や家族への相談体制の充実や権利擁護事業、虐待防止対策を推進するほか、日常生活の安全が確保されるよう、交通安全や防災対策、消費者被害対策等の取組を推進します。

〔施策の体系〕



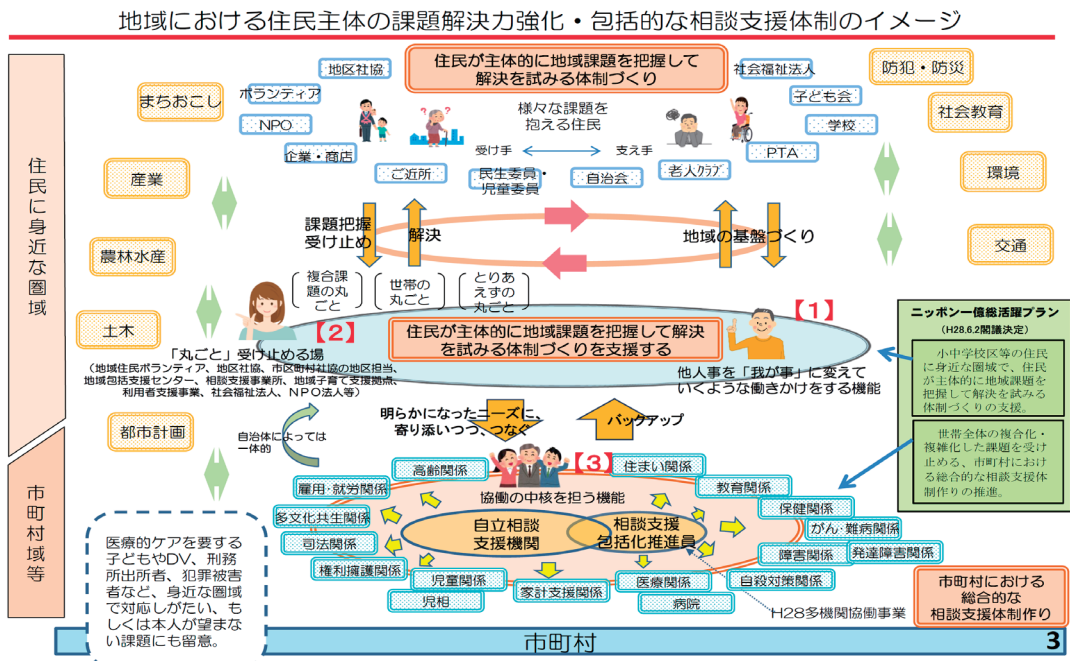
1 相談体制の充実

現状と課題

- 地域包括支援センターは、地域の身近な相談窓口として、高齢者及びその家族等からの各種相談に適切に対応することが求められています。
- 認知症の方やその家族が抱える各種の心配ごとや悩みごとが複雑・多様化してきている現状を踏まえ、各種相談窓口の充実と相互の連携が求められています。
- 市町には、「地域共生社会」の実現に向け、複合化・複雑化した課題を確実に受け止め、多機関との連携・協働により的確に対応することができる、包括的な相談支援体制づくりが求められています。

施策の方向

- 地域包括支援センターの職員の資質向上のための研修を充実し、その資質向上を図り、各種相談への対応能力の向上に努めます。
- 認知症の方やその家族に対して、認知症の知識や介護技術の面だけでなく、精神面も含めた支援ができる認知症介護の専門家や経験者等が対応する電話相談事業を実施します。
また、若年性認知症の方やその家族を対象とした相談窓口を設置し、自立支援に関わる関係者ネットワークの調整を行うことにより、居場所づくりや就労・社会参加支援等を推進します。
- 地域共生社会の実現に向け、包括的な相談支援体制の中核を担う人材育成や多様な機関・職種ネットワーク化等の取組を通じて、市町が主体となった包括的な相談支援体制づくりを促進します。



2 権利擁護事業の推進

現状と課題

- 判断能力に不安のある高齢者等が、権利擁護に係る事業や制度を円滑に利用できるよう、周知及び利用促進を図っていく必要があります。

施策の方向

- 認知症などにより判断能力が不十分な高齢者等を法律面や生活面で保護・支援する成年後見制度の周知を図るとともに、市町における「市民後見人養成事業」に対する支援や市町社会福祉協議会が実施する「法人後見事業」に対する支援を関係機関と連携して進めるなど、成年後見制度の利用を促進するための体制整備を進めます。
- 国において策定された「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町の取組を支援するとともに、制度利用に当たってその費用を負担することが困難な方に対して、申立費用や後見人等の報酬の助成を行う「成年後見制度利用支援事業」の周知を図ります。
- 判断能力が一定程度あっても十分でない高齢者等が地域で自立した生活を送れるよう、とちぎ権利擁護センター“あすてらす”が行う「日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用や金銭管理等の援助、預金通帳・印鑑等の預かり等）」の利用促進に努めます。

ひと口メモ <成年後見制度とは？>

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

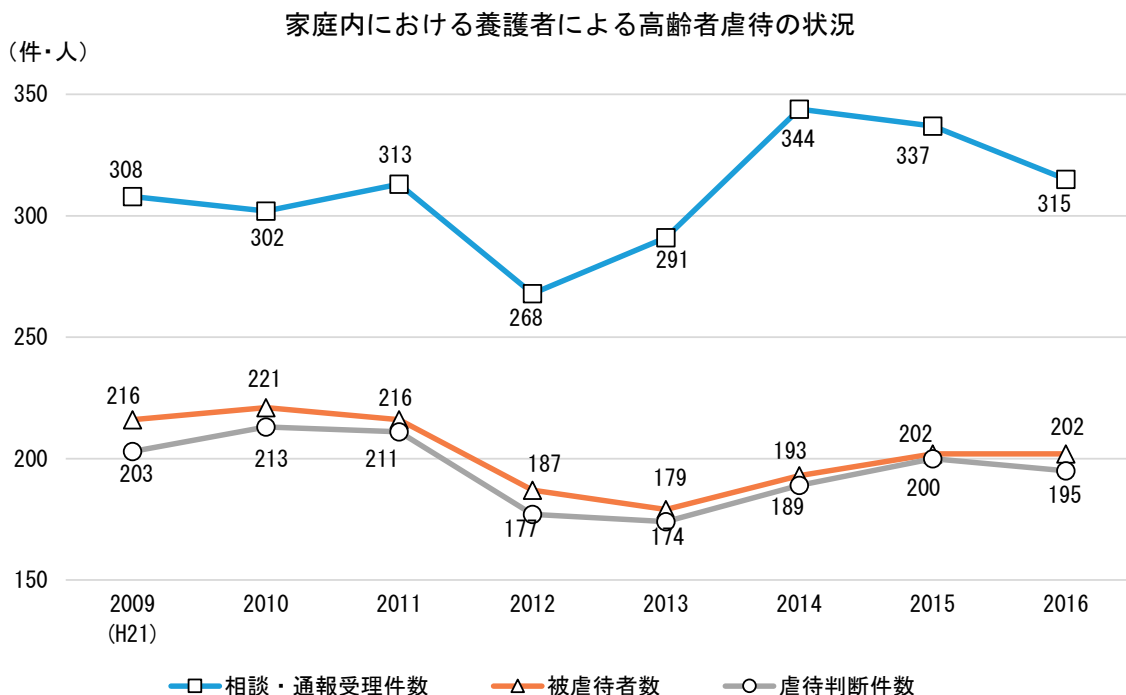
～法務省ホームページより～

3 高齢者虐待防止対策の推進

現状と課題

- 高齢者虐待防止法の趣旨や相談窓口の周知は進んでいますが、今後、高齢者がますます増加することから、高齢者虐待の未然防止や早期発見・早期対応を促進するため、引き続き、県民に広く普及啓発を行うとともに、地域におけるネットワークの構築を支援していく必要があります。

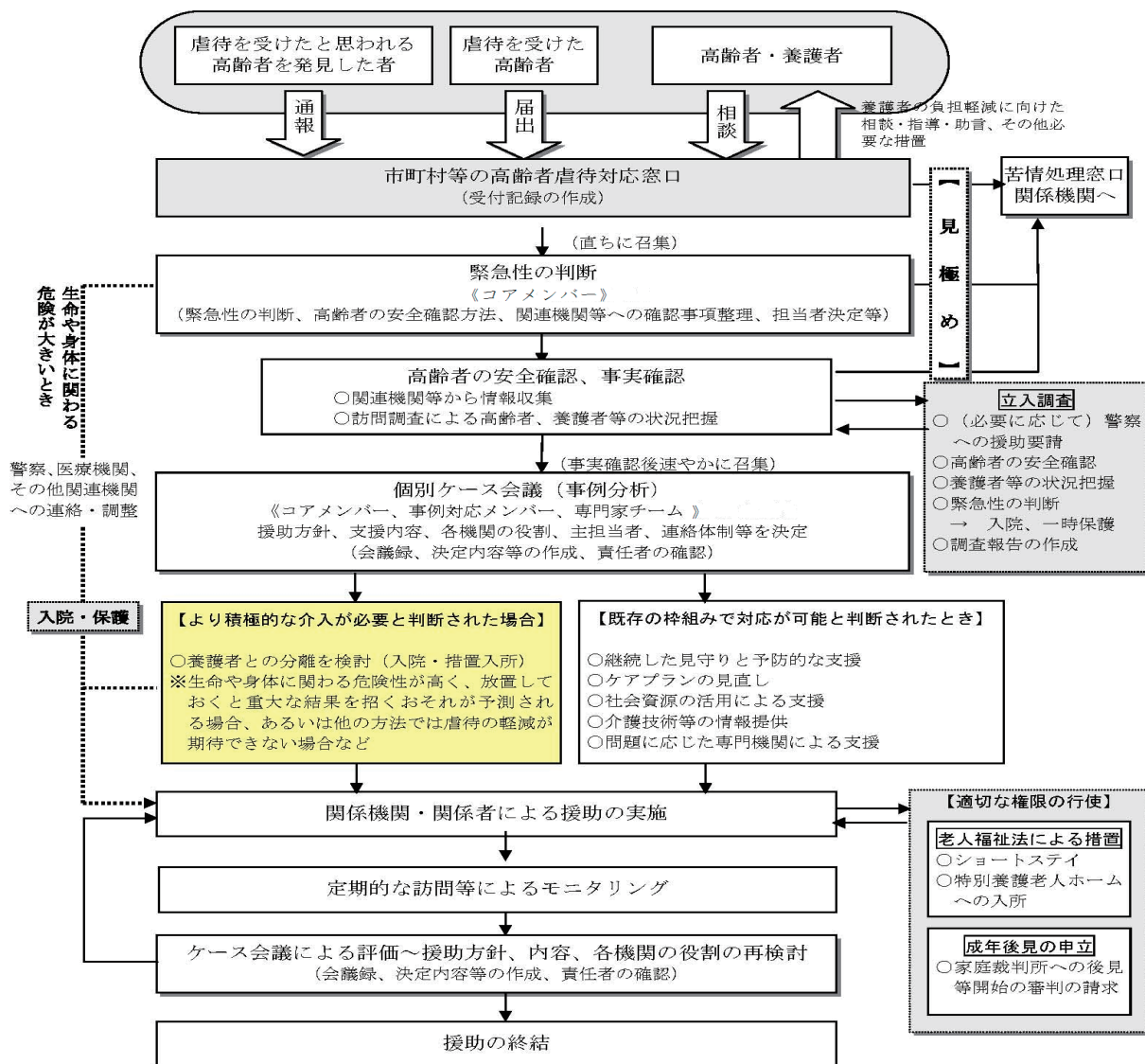
- 高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、市町及び地域包括支援センターの職員の虐待対応に係る実践力向上を支援していく必要があります。
- 高齢者施設・事業所における高齢者虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、施設等の職員の人権意識の一層の高揚に取り組むとともに、高齢者施設等における虐待防止体制を強化して行く必要があります。



施策の方向

- 引き続き、市町における高齢者虐待防止ネットワークの構築を支援するとともに、広域健康福祉センターごとに管内処遇困難事例の検討等を実施します。
- 高齢者虐待防止啓発リーフレットの配布等により、幅広い啓発活動を実施します。
- 市町及び地域包括支援センター職員の虐待対応力の向上を図るため、引き続き、(一社)栃木県社会福祉士会との共催による「高齢者虐待対応(初級・フォローアップ)研修」を実施していきます。
- 高齢者施設等の管理者をはじめ、介護・看護職員等に対し、高齢者虐待防止法の周知を図るとともに、身体拘束廃止のための研修等を実施します。また、高齢者施設等に対して、虐待防止委員会の運営状況を確認するなどの必要な指導を行います。

家庭内における養護者による高齢者虐待への対応手順



4 日常生活の安全対策

(1) 消費者被害対策

現状と課題

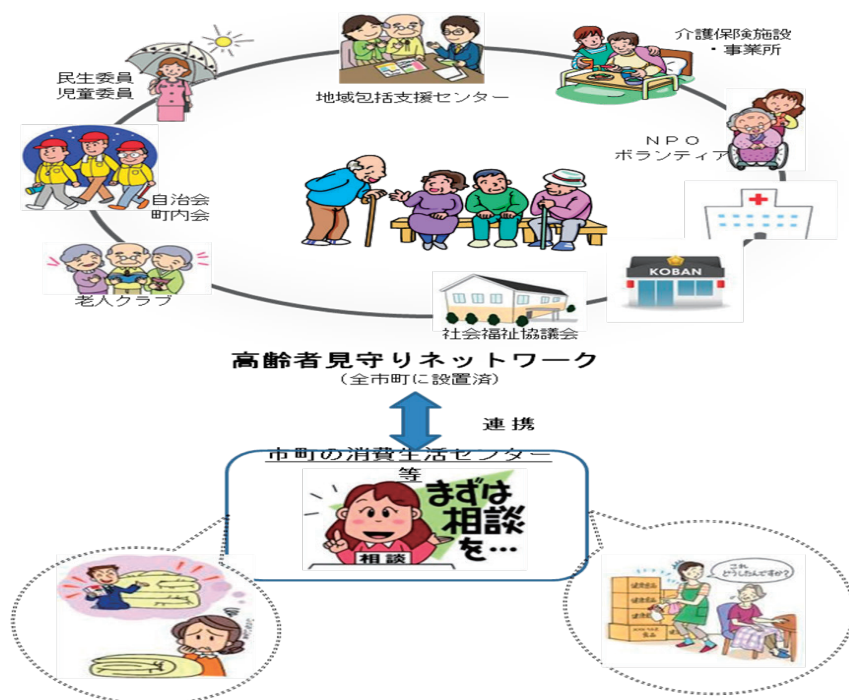
- 近年、単独もしくは夫婦だけで暮らす高齢者世帯が増える中であって、高齢者を狙った消費者トラブルが後を絶たず、消費生活センターに寄せられる苦情相談は、全体の約35%程度の比率で推移しています。
- 一人暮らしや日中一人で過ごすことも多いことから、訪問販売や電話勧誘販売などに関する消費者トラブルに遭遇する機会も多く、また、過去に被害に遭った高齢者が狙われ、再度被害に遭ってしまうケースもあります。

- 高齢者本人が被害に遭っていることに気づかない、又は、被害に遭っても誰にも相談しないという特徴があり、本人からではなく周囲の方からの相談により被害が表面化する傾向があります。
- 高齢者の消費者被害を防止するためには、当事者に対する啓発活動に加え、家族や地域住民、福祉事業者や行政など地域社会全体で高齢者の見守り活動を行う体制を作るなど、高齢者の消費者被害対策が求められています。

施策の方向

- 各市町に設置された高齢者見守りネットワークに市町消費生活センターが積極的に関与することにより、消費者被害防止の観点から見守り活動が行われる体制づくりを支援し、高齢者と日常接触する機会のある消費者団体や各事業者と連携し、事業活動中に消費者被害の観点から見守りや消費生活センター等の相談窓口の周知が行われるよう取り組みます。
- 消費者団体等と連携した消費者講座を開催し、寸劇やクイズ、分かりやすいパンフレットを使って悪質商法の手口や対応方法等についての啓発を行うとともに、県、市町の消費生活センターの役割や業務等を周知し、消費者被害の防止に努めます。
- 悪質商法等の消費者被害に遭ってしまった方に対して、県、市町に設置された消費生活センターにおいて苦情相談に応じ、今後の対応方法等の助言を行うとともに、必要に応じて斡旋を行い、解決に向けた支援を行います。
- 国や市町、警察と連携し、特に悪質な事業者については、厳しく指導し、被害の拡大・再発を防止します。

「高齢者の消費者被害防止連携強化事業」のイメージ



(2) 交通安全対策

現状と課題

- 高齢者の交通事故死者数は、近年減少傾向で推移している一方、交通事故死者総数に占める高齢者の割合は、50%以上で推移しており、平成元（1989）年の22.5%と比較して大幅にその割合が増加しています。また、高齢者が加害者となる交通事故の発生割合も、年々増加傾向にあります。
- 今後、超高齢社会の進展に伴い、高齢者が当事者となる交通事故の割合も一層増加することが懸念されており、高齢者の交通安全に対する意識改革を図るための交通安全教育や啓発活動をさらに推進する必要があります。
- 高齢ドライバーの増加に伴い、認知機能の低下が原因とみられ事故が多発していることから、これまで行われていた運転免許更新時に75歳以上のドライバーに対して行われていた認知機能検査に加え、平成29（2017）年3月に改正道路交通法が施行され、75歳以上のドライバーに対して、一定の違反行為をした場合に臨時認知機能検査が義務づけられました。

施策の方向

- 高齢者自身に加齢に伴う身体機能の変化を認識・理解してもらい、運転行動の改善を促すとともに、高齢者以外の県民にも、高齢者の行動特性を理解して交通ルールの遵守や正しい交通マナーが実践されるよう、「参加・体験・実践型」の交通安全教育等を実施します。また、夜間の交通事故防止に効果的な反射材用品についての理解・利用の促進を図ります。
- 自転車も「車両」の仲間であることを理解してもらうとともに、交通ルールを守った運転の徹底と利用時における自転車用ヘルメット着用の普及促進を図ります。
- 高齢者保護意識の醸成を図るとともに高齢者自身の安全行動を促すため、各季の交通安全県民総ぐるみ運動等を展開するほか、全ての運転者の安全意識を高めるため、高齢運転者標識の普及と標識を取り付けた自動車の保護について、広報啓発を推進します。
- 高齢者の交通事故を防止するため、市町や警察、関係機関・団体、老人クラブ等の高齢者団体等と連携し、県民一人ひとりに交通安全意識の浸透を図るための施策を推進します。
- 改正道路交通法の趣旨を踏まえ、（一社）栃木県医師会や警察本部等と連携を図り、研修の場を活用するなど、地域における診断の受入れ体制の整備を促進するとともに、運転免許の自主返納に関する県民への啓発や機運醸成に努めるほか、認知症の方や家族が必要な支援を受けられるよう、市町や地域における支援策等の情報提供をします。

(3) 防災対策

現状と課題

- 避難行動時に要支援者を安全に避難所まで誘導するためには、市町が避難行動要支援者名簿を作成するとともに、地域の特性や実情を踏まえ、関係機関と事前に協議を進め、避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画を定める必要があります。
- 国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」では、災害発生時における高齢者や障害者等の特別な配慮が必要な避難者の受け入れ先として、要配慮者が安心して避難生活ができる人員体制やバリアフリー設備を有した福祉避難所を市町が指定し、必要数を確保することが求められています。
- 市町や住民組織により行われている見守り活動等は、災害時の個別支援にも役立つことから、こうした取組をさらに広げていく必要があります。
- 災害時においては、被災高齢者等の安全で安心な生活環境の確保及び老人福祉施設等の安定的な運営が求められています。
- 施設等においては、非常災害に備えるため、周辺の地域の環境及び入所者の特性を踏まえ、入所者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定する必要があります。

施策の方向

- 避難支援者や避難経路、要配慮事項等を定めた個別支援計画の策定及び運用について、市町が円滑に取り組むことができるよう、必要な情報提供や助言を行います。
- 市町における福祉避難所の必要数の確保に向けて、人員体制や設備の状況を踏まえつつ、老人福祉施設等を福祉避難所として指定できるよう支援します。
- 災害時の個別支援にも役立つ高齢者の見守りマップや見守りキット、GPS装置等の作成、配付など、市町が行う取組を支援します。
- 平成25(2013)年に締結した栃木県老人福祉施設協議会、栃木県老人保健施設協会及び栃木県認知症高齢者グループホーム協会との災害時基本協定に基づき、被災高齢者等の一時受入れや、被災施設への生活必需品等の供給・介護職員等の派遣などについて、応援・協力体制を構築します。
- 施設等に対し、計画の策定や関係機関との連携、円滑な避難誘導の体制の整備等について、指導を行って参ります。